大 阪 市

契約事務等適正化に向けた対策について

大阪市では、平成21年9月9日の大阪市入札契約制度改善検討委員会不適正契約等調査部会報告「契約事務等適正化に向けた今後の取り組み」に基づき、不適正な契約事案の再発防止に向けた対策として、次のとおり措置を行うこととしましたのでお知らせします。

記

1. 履行確認・検査の厳格化

平成20年9月以降、納品における履行確認体制の強化を図っています。

今後は、金額に関わらず、すべての工事、修繕契約についての履行確認を徹底し、 検査調書もしくはそれに相当する書類を作成し保管します。

2. 業者選定における透明性、公正性の確保

各所属の随意契約についても、各局で設置された「契約事務審査会」による事務処 理過程など「大阪市入札等監視委員会」への報告対象とし、適正に契約及び履行が行 われているか第三者からの視点で確認していきます。

3. 契約書の改正

契約書(特記仕様書)に一般的な通報義務に加えて、職員からの業者に対する架空書類の作成などの不当要求に対して、公益通報することを業者に促す規定を入れることとしました。

4. 不適正な契約に関与した取引事業者への対応

今後、不適正な契約に関与したことが判明した取引事業者におきましては、指名停止措置の対象となります。

5. 適用時期

この措置は、平成22年4月1日以降に発注する契約から順次適用します。

以上